

## 技能講習名

### 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

#### 作業内容

建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業

- ・講習の日程、受講の申し込み等については、各登録教習機関へ直接お問い合わせ下さい。

名 称	所在地	電話番号	FAX 番号
建設業労働災害防止協会 三重県支部	〒514-0003 津市桜橋2 - 177 - 2 三重県建設産業会館内	059-227- 5922	059-225- 7011
三重県建設労働組合	〒514-0002 津市島崎町548 三重建労会館	059-224- 1001	059-227- 7845
一般社団法人 全国中小建築工事業団体連合会	〒160-0004 東京都中央区日本橋箱崎町 12 - 4 建設国保会館	03-3341- 9521	